

# 合併に伴う保育料の変更

保育料は、平成17年度から次のとおり変更となります。

階層区分		新市保育料		カッコ内は旧米子市の額	
		階層	3歳未満児	3歳以上児	
				3歳児	4歳以上児
生活保護世帯		1	0	0	0
前年度分市民税の課税区分に該当する世帯(生活保護世帯及び所得税課税世帯を除く)	市民税非課税	2	8,000 (8,000)	6,000 (6,000)	6,000 (6,000)
	市民税課税 〔均等割のみ〕	3	階層廃止 (なし)		
	市民税課税		17,800 (17,800)	15,700 (15,700)	15,700 (15,700)
生活保護世帯を除き前年分の所得課税世帯であって、その所得税の課税区分に該当する世帯	所得税課税 32,000円未満	4	23,800 (23,800)	21,500 (21,800)	21,500 (21,800)
	所得税課税 32,000円以上64,000円未満		30,000 (30,000)	27,000 (27,000)	27,000 (27,000)
	所得税課税 64,000円以上112,000円未満	5	35,500 (43,500)	32,000 (35,300)	30,800 (35,300)
	所得税課税 112,000円以上160,000円未満		41,000 (44,500)	36,600 (36,600)	30,800 (36,600)
	所得税課税 160,000円以上284,000円未満	6	47,500 (59,200)	37,000 (37,000)	30,800 (37,000)
	所得税課税 284,000円以上408,000円未満		54,000 (60,700)	37,000 (37,600)	30,800 (37,600)
	所得税課税 408,000円以上510,000円未満	7	61,500 (61,700)	37,000 (37,900)	30,800 (37,900)
所得税課税 510,000円以上	階層廃止 (なし)				
母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯	市民税非課税	2	0	0	0
	市民税課税 〔均等割のみ〕	3	階層廃止 (なし)		
	市民税課税		16,800 (16,800)	14,700 (14,700)	14,700 (14,700)